

# かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領

昭和 5 5 年 1 0 月 1 日制定

平成 1 2 年 4 月 1 日一部改正

農 林 水 産 部 長

空 港 港 湾 局 長

環 境 生 活 部 長

かきむき身の処理過程から生ずるかき殻，破碎かき殻及びかき洗浄残渣等（以下「かき殻等」という。）は，環境保全及び海上交通の安全を確保し，もってかき養殖業の健全な発展に努めるため，関係法令の規定によるもののほか，この要領に定めるところにより処理するものとする。

## 1 洗浄残渣の処理

- ( 1 ) 洗浄中に発生した洗浄残渣の処理施設の設置は，発生者とする。
- ( 2 ) 網目 1 センチメートル以下の金網，網又はかご等で洗浄残渣が流出しないようにし，また，洗浄残渣以外のものが混入しないよう十分管理すること。
- ( 3 ) 作業終了後は，洗浄残渣を完全に搬出すること。
- ( 4 ) 農林事務所長は，定期的に地区ごとに洗浄残渣のたい積場付近海域の水質，水質（水温，C l ，透明度，P H ，C O D ，P O<sub>4</sub> - P 及び D O ）調査を行うものとする。

## 2 かき殻等の処理

- ( 1 ) かき殻等のたい積場の設置は，漁業協同組合，かきむき身作業をする法人及び任意団体（以下「漁業協同組合等」という。）とする。
- ( 2 ) 設置場所は，護岸等公共施設の管理上及び海上交通安全上支障がなく，また水質汚濁の影響の少ないところを選定し，設置個所及びその規模はかき殻等の処理状況を勘案し，必要最小限度のものとする。
- ( 3 ) かき殻等の区域外への流出防止及びたい積区域を明確にするため，かき殻の場合は網目 3 センチメートル以下，破碎かき殻及び洗浄残渣の場合は網目 1 センチメートル以下の金網若しくは網等で浮動式または固定式によって囲い，固定式のものにあっては，大潮時の満潮位以上の高さに設置すること。

- (4) かき殻等のたい積の高さは、小潮の満潮位以下とし、かき殻等以外のものが混入されないよう十分管理すること。
- (5) たい積期間満了日には、かき殻等たい積物は完全に搬出すること。  
また期間中金網等が破損した場合は、直ちに修理すること。
- (6) 飼料等に利用するため、かき殻等を陸上に搬出する場合は、3か月以上海中にたい積し付着物が除去されたものとする。
- (7) 農林事務所長は、定期的にかき殻等のたい積場付近海域の水深、水質(水温、C l、透明度、P H、C O D、P O<sub>4</sub> - P 及びD O) 調査を行うものとする。
- (8) 漁業協同組合等は、水質の悪化等が認められた場合は、すみやかに農林事務所長に通報するものとする。  
農林事務所長は、その原因を解明し、たい積を中止する等適切な処置を講じさせること。
- (9) 漁業協同組合等は、たい積場ごとに管理者を定め、管理責任体制を明確にし、関係機関から指示があった場合はこれを遵守すること。
- (10) 管理者はたい積場ごとにかき殻等の搬入、搬出記録簿を備え、かき殻等の搬入・搬出のつど、その日時、数量及び搬入元、搬出先を記入すること。

### 3 洗淨残渣及び破碎かき殻による干潟造成

- (1) 事業主体は、漁業協同組合又は地方公共団体とする。
- (2) 場所の選定に当たっては、次のことを考慮すること。
  - ア 護岸等公共施設の管理上及び海上交通安全場支障がなく、漁業調整上問題のないところであること。
  - イ 景観を損い、又は海水浴等海浜の利用を妨げないところであること。
  - ウ 潮流、風波の影響が少なく造成後の干潟が有効に利用できることであること。
- (3) 干潟造成工事の施工に当たっては、農林事務所長の協力を得て工事の施工前後に付近海域における水深、水質(水温、C l、透明度、P H、C O D、P O<sub>4</sub> - P、D O) 及び底質(P H、C O D、硫化物、P O<sub>4</sub> - P) の調査を行うこと。
- (4) 水質又は底質の悪化が認められた場合、事業主体は直ちに農林事務所長に通報するものとする。  
農林事務所長は、その原因を解明し、工事を中止する等適切な処置を講じさせること。

- ( 5 ) 洗浄残渣及び破碎かき殻を干潟造成に使用する場合は、おおむね 20 日間海中にたい積したものを用いること。
- ( 6 ) 洗浄残渣及び破碎かき殻以外のものを使用する場合は、有害物質（カドミウム，シアン，有機燐，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，PCB）の調査をすること。
- ( 7 ) 工事責任者を定め，管理体制を明確にし，関係機関からの指導があった場合は，遵守すること。
- ( 8 ) 工事中は標示板等により工事内容を明示するとともに十分な監視を行うこと。

#### 4 かき殻等のたい積場設置又は干潟造成計画の承認

- ( 1 ) かき殻等のたい積場設置又はかき洗浄残渣等による干潟造成をしようとする者は，別紙様式 1 又は別紙様式 2 により計画を作成し，農林事務所長の承認を受けること。  
ただし、承認に当たっては農林事務所長は関係機関と協議するものとする。
- ( 2 ) 承認を受けた後，申請書の記載事項に変更が生じた場合は，別紙様式 3 により前項に準じて変更承認を受けること。
- ( 3 ) 干潟造成にあつては，毎年の実施状況を別紙様式 4 により，9 月末までに農林事務所長に報告するものとする。
- ( 4 ) たい積期間満了日にかき殻等たい積物を完全に搬出した場合，別紙様式 5 により第 3 項に準じて速やかに届出るものとする。
- ( 5 ) かき殻等のたい積場を廃止しようとするときは予め，また洗浄残渣等による干潟造成が完成したときは，別紙様式 6 及び別紙様式 7 により第 3 項に準じ速やかに届出るものとする。
- ( 6 ) 承認後の管理が不十分な場合は，承認を取り消すことがある。

#### 5 公有水面等の占有許可等

- ( 1 ) 港湾区域内，漁港区域内，河川区域内又は一般水面においてかき殻等をたい積する施設及び干潟造成を行う者は，関係法令（港湾法，漁港法，河川法又は広島県の海の管理に関する条例）の規定に基づく占使用の許可（同意）を受けること。
- ( 2 ) 金網等の中にたい積したかき殻等を干潟造成地に搬出する場合又は飼料等に利用するため陸上に搬出する場合は，しゅんせつとみなさない。
- ( 3 ) 港則法に基づく区域内のかき殻等のたい積場のかき殻等を搬出する場合，

搬出者は港長の作業許可を受けること。

## 6 その他

- ( 1 ) かきむき身処理している者は，かき処理場等の内外の清潔保持，悪臭及び昆虫の発生防止等環境保全に努めること。
- ( 2 ) かき殻以外の貝殻については，かき殻に準じて取り扱うものとする。
- ( 3 ) 県水産漁港課は，この処理要領に定めるもののほか，環境汚染等の事案が生じた場合は，関係課と協議するものとする。
- ( 4 ) 昭和54年度かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領でかき殻等のたい積を承認したものは，この要領で承認したものとみなす。

## 附 則

この要領は，平成12年4月1日より施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(申請者住所氏名)

かき殻等海中一時たい積場の設置計画について(申請)

かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領に基づき、次のとおりかき殻等海中一時たい積場の設置計画を策定したので承認してください。

- 1 かき殻等処理計画(別添処理計画書のとおり)
- 2 施設の所在,規模,構造等
  - (1)所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡
  - (2)面積 平方メートル
  - (3)構造 添付構造図のとおり
  - (4)使用期間 月 日から 月 日まで
- 3 工事の実施期間
  - (1)工事の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
  - (2)工事の実施方法
- 4 管理方法
- 5 環境保全対策のための措置

(添付書類)

- 1 関係図面
  - (1)位置図(搬入出の経路も記入)
  - (2)平面図
  - (3)構造図及び断面図
  - (4)求積図及び求積計算書
- 2 利害関係者の同意書
- 3 搬出請書
- 4 現況写真



(別紙様式2)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(申請者住所氏名)

かき洗浄残渣等による干潟造成の事業計画について(申請)

かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領に基づき、次のとおりかき洗浄残渣等による干潟造成の事業計画を策定したので、承認してください。

- 1 干潟造成計画(別添処理計画のとおり)
- 2 所在,規模,構造等
  - (1)所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡
  - (2)面積 平方メートル
  - (3)構造 添付構造図のとおり
  - (4)使用用材の種類及び量
  - (5)工事の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(添付書類)

- 1 干潟造成計画書
- 2 関係図面
  - (1)位置図
  - (2)平面図
  - (3)断面図,断面積及び容積計算書
  - (4)求積図及び求積計算書
- 3 利害関係者の同意書
- 4 用材についての申立書
- 5 搬入請書
- 6 現況写真
- 7 水質,底質の調査結果

(別紙様式3)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(申請者住所氏名)

かき殻等海中一時たい積場の計画変更について(申請)

平成 年 月 日付けで承認を受けた設置計画を、次のとおり変更したので、承認してください。

1 計画変更の理由

2 かき殻等の処理計画

〔以下、別紙様式1の1～3までの内容を新旧対比できる方法で記載及び添付すること。ただし、所在地の変更は廃止とみなす。〕



(別紙様式4)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(報告者住所氏名)

かき洗浄残渣等による干潟造成の実施状況について(報告)

かき殻及びかき洗浄残渣等の処理要領に基づき、次のとおり平成 年度の干潟造成を実施しました。

- 1 所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡
- 2 面積 平方メートル
- 3 構造 添付構造図のとおり
- 4 使用用材の種類及び量
- 5 工事の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(別紙様式5)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(届出者住所氏名)

かき殻等たい積物の搬出完了届

平成 年産かき殻等たい積物の搬出が完了しました。

1 所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡

2 たい積物の種類

3 たい積場使用期間 月 日から 月 日

4 搬出完了年月日 平成 年 月 日

(別紙様式6)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(届出者住所氏名)

かき殻等たい積物の廃止届

平成(昭和) 年 月 日付けで承認を受けたかき殻等一時たい積場を  
廃止します。

1 廃止理由

2 所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡

3 廃止年月日 平成 年 月 日

(別紙様式7)

平成 年 月 日

広島県 農林事務所長様

(届出者住所氏名)

かき洗淨残渣等による干潟造成の完成届

平成 年 月 日付けで承認を受けたかき殻等による干潟造成が完成しました。

1 所在地 市 町大字 字 番地先海面  
郡

2 面積 平方メートル

3 構造 添付断面図等のとおり

4 工事期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで